

弁護士雨宮真歩 手数料基準 (税込み表示)

令和8年4月13日

以下の基本額をもとに (以下に記載なき費用は、(旧)日本弁護士連合会弁護士報酬基準や(旧)東京弁護士会報酬会規を参照しながら)、事案の複雑性などに照らして、ご相談させていただきます。経済的利益の考え方は、(旧)東京弁護士会報酬会規第14条乃至16条を基本とします。なお、郵券、印紙、交通費などの実費は、別途頂戴いたします。

第1. 法律相談ほか

1. 法律相談料 (受任後の電話やメールによるご相談を含む) 30分ごとに5,500円
2. 出張の日当 1日につき33,000円以上110,000円以下
3. 顧問料 月額110,000円以上 ただし、小規模企業、個人事業主や個人の場合は応相談。
4. 株主総会指導 330,000円以上
5. 公正証書作成 事件の着手金・報酬金または費用とは別に、手数料33,000円。
6. 講義講演,原稿執筆 110,000円以上

第2. 裁判外の手数料

1. 法律関係調査(事実関係調査を含む) 55,000円以上220,000円以下
2. 契約書類及びこれに準ずる書類の作成
意見書・鑑定書 複雑、特殊でないときは110,000円以上330,000円以下
契約書 定型のもの 1000万円未満の契約書 110,000円
1000万円以上1億円未満 220,000円
110,000円以上 330,000円
1億円以上 330,000円以上
非定型なもの 300万円以下の契約書 165,000円
300万円を越え3000万円以下 1.1%+77,000円
3000万円を越え3億円以下 0.5%+242,000円
3億円以上 0.3%+902,000円
3. 内容証明郵便作成
弁護士名の表示なし・ありに関わらず、33,000円以上

第3. 民事事件

経済的利益の額を基準に算出します。ただし、着手金の最低額は、220,000円・報酬金の最低額は、440,000円です。

1. 訴訟事件 (手形小切手訴訟事件を除く)、非訟事件、家事審判事件、行政事件仲裁事件

事件の経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の場合	8.8%	17.6%
300万円を越え3000万円以下の場合	5.5%+99,000円	11%+198,000円
3000万円を越え3億円以下の場合	3.3%+759,000円	6.6%+1,518,000円
3億円以上の場合	2.2%+4,059,000円	4.4%+8,118,000円

事件の内容により、30%の範囲内で増減額すること場合があります。

2. 調停及び示談交渉事件

着手金	報酬金
上記1に準ずる。ただし、それぞれの額を3分の2に減額することができる。	
示談交渉から調停、示談交渉または調停から訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、1の額の2分の1とします。	

3. 契約締結交渉

事件の経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の場合	2.2%	4.4%
300万円を超え3000万円以下の場合	1.1%+33,000円	2.2%+66,000円
3000万円を超え3億円以下の場合	0.55%+198,000円	1.1%+396,000円
3億円以上の場合	0.33%+858,000円	0.66%+1,716,000円
事件の内容により、30%の範囲内で増減額する場合があります。		

4. 督促手続事件

事件の経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の場合	2.2%	「1. 訴訟事件」または「5. 手形・小切手訴訟事件」の2分の1
300万円を超え3000万円以下の場合	1.1%+33,000円	
3000万円を超え3億円以下の場合	0.55%+198,000円	
3億円以上の場合	0.33%+858,000円	
(1) 着手金は、事件の内容により、30%の範囲内で増減額する場合があります。 (2) 訴訟に移行したときの着手金は、1の額との差額とします。 (3) 着手金の最低額は、110,000円です。 (4) 報酬金は、金銭等の具体的な回収をしたときに請求させていただきます。		

5. 手形・小切手訴訟事件

事件の経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の場合	4.4%	8.8%
300万円を超え3000万円以下の場合	2.75%+49,500円	5.5%+99,000円
3000万円を超え3億円以下の場合	1.65%+379,500円	3.3%+759,000円
3億円以上の場合	1.1%+2,029,500円	2.2%+4,059,000円
(1) 事件の内容により、30%の範囲内で増減額する場合があります。(2) 着手金の最低額は、110,000円です。		

第4. 家事事件

1. 離婚事件

(1) 調停事件・交渉事件

着手金	報酬金

それぞれ 330,000 円以上 550,000 円以下

- (1) 離婚交渉から離婚調停を受任するときの着手金は、上記の額の2分の1となります。
(2) 財産分与、慰謝料等の請求は、別途、費用を請求いたします。

(2) 訴訟事件

着手金	報酬金
それぞれ 440,000 円以上 660,000 円以下	
(1) 離婚調停から離婚訴訟を受任するときの着手金は、上記の額の2分の1となります。 (2) 財産分与、慰謝料等の請求は、別途、費用を請求いたします。	

(3) 簡易な家事審判(家事事件手続法別表1に属する事件で事案簡明なもの)

手数料
110,000 円以上 220,000 円以下

2. 遺言書作成

分類	経済的利益の額	手数料
定型	110,000 円以上 220,000 円以下	
非定型 基本	300 万円以下の場合	220,000 円
	300 万円を越え 3000 万円以下の場合	1.1%+187,000 円
	3000 万円を越え 3 億円以下の場合	0.33%+418,000 円
	3 億万円以上の場合	0.11%+1,078,000 円

3. 遺言執行

分類	経済的利益の額	報酬金
基本	300 万円以下の場合	330,000 円
	300 万円を越え 3000 万円以下の場合	2.2%+264,000 円
	3000 万円を越え 3 億円以下の場合	1.1%+594,000 円
	3 億万円以上の場合	0.55%+2,244,000 円
遺言執行に裁判手続きを要する場合	遺言執行手数料とは別に、裁判手続きに要する弁護士報酬を請求できる。	

第5. その他

保全・強制執行・担保権実行 着手金・報酬いずれも
訴訟事件の3分の1ないし2分の1 (基本額各 155,000 円)

以上